

資料1 パブリックコメント実施結果

案件名	大野市民俗資料館保存活用計画		
募集期間	平成31年1月7日(月)～平成31年1月22日(火)		
担当課	大野市教育委員会生涯学習課文化振興室		
意見提出者 (提出方法内訳)	E-mail: 2件、持参3(市民ホール、図書館) (うち、パブリックコメントの意見として採用しなかったもの1件)		
箇所	意見(要約)	回答(市の考え方)	計画への反映
1ページ 9行目	<p>移転理由が良くわからない。現状位置でも良いと思う。国道が亀山で突き当り、観光バス等の乗り入れがスムーズに市内に入れない(一般車両との交通障害がある)状態で、この計画案とは沿わない。</p> <p>観光客が来ていただいて、民俗資料館など街なか観光できる観光ルートというか、動線が見えない。</p> <p>まずは道路整備を考え、それとともに計画してほしい。</p>	<p>1点目の移転理由について、本計画は、市の文化財に指定されている民俗資料館を、文化財としての価値を損なうことなく保存し、市の定める『大野市公共施設再編計画』及び『大野市立地適正化計画』と『都市再生整備計画』などの関連計画と連携し、まちなかにおける歴史・文化の情報を発信する施設の一つとして活用することを目的としています。</p> <p>2点目の観光ルートや動線については、今後、周辺に集中する文化財建造物や史跡と連携し、充実した周遊コースとなるよう検討してまいります。</p> <p>3点目の道路整備については市へのご意見として承ります。</p>	無し
指定なし	<p>現在、柳神社にある旧裁判所の建物を移設するとのことですが、その移設先は、現在の大野簡易裁判所の跡地とのことです。</p> <p>現在の簡易裁判所が所在する場所には、以前には何が建っていたか、ご存知の方</p>	それぞれ市へのご意見として承ります。	無し

	<p>はいらっしゃらないということかと思いますが、その場所への移転をしてはいけません。</p> <p>旧裁判所の建物を移設する先は、もともと旧裁判所があった場所以外にはあり得ません。現在の「めいりん」を取り壊してでも、もとの場所に移設しなければなりません。</p> <p>大野市は、とにかく、大野を壊してきました。これから先もまだ壊し続けるつもりなのでしょうか。いつになったら、破壊をやめるのでしょうか。</p> <p>日本全国から勉学の徒が集まった知の里大野、そして山に暮らす人々が編み出した知恵の里大野は、もう永遠に蘇らないのでしょうか。</p>		
指定なし	<p>資料館の保存は賛成。明治の頃の建築物という事で貴重と思われる。しかし、常時おなじ物が展示され、一度見に来たら、興味のある人を除き、2度3度は訪れないと思われる。どの様に集客し、関心を集め続けられるか？という事になるだろう。学校の授業で必ず訪れ、歴史の勉強の中に取り入れなければならない、とか、イベントで回るところだとか、外の施設、他県とタイアップして、お互いの所蔵物を交換して展示し合うとか、大人も子どもも”たいくつ”しないことが出来ると楽</p>	<p>展示内容について、「第5章1-(2)活用の基本方針」と「第5章2-(2)資料の展示」項目に学習施設としての利活用についてご意見を参考に反映します。</p>	有り

	<p>しいと思う。</p> <p>イベント事？（昔の暮らし体験） （子どもなら昔の授業なり、机なり椅子なりの体験）？ （大人なら昔の道具の体験とか？）</p>		
指定なし	<p>①平成大野屋平蔵の木造建築等がカスガイ等で耐震化されているのに湿気に弱い貴重な資料が保存されているのに、耐震化や空調設備について長い間、問題にならないのがおかしかった。</p> <p>②資料館設置場所として不適切地は次のとおりである （イ）埋立地（田、沼、湖、河川跡） （ロ）近くに湿気の原因となるもの（湧水池、河川、湖、沼等）の附近地</p> <p>③収蔵品の移動、移設はしないか最小にとどめる（破損等防ぐ為）</p> <p>④公開日を決めて公開する。ボランティアを募って説明してもらおうようにするとベター</p>	<p>①ご意見のとおり、本計画の策定にあたり課題として認識しています。</p> <p>②収蔵品に配慮した空調設備の設置を計画しています。</p> <p>③収蔵品の移動につきましては、学芸員が管理し、破損や汚損等が無いよう注意しながら行います。</p> <p>④現在、民俗資料館は年末年始を除き、収蔵品の管理など臨時的な休館日以外はいつでも来館できる施設としています。移転後も多くの方に利用していただくために同様の公開をしてみたいです。 展示説明については、今後、ご意見を参考に検討します。</p>	無し